

議案第45号

外国人登録法の廃止等に伴う 関係条例の整理に関する条例

(栗山町印鑑条例の一部改正)

第1条 栗山町印鑑条例(昭和51年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第81号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき外国人登録原票に登録されている者」を削る。

第4条第3項第1号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は外国人登録証明書」を削る。

第5条第3号中「氏名」の次に「(外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)に係る住民票に通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)」を加え、同条に次の1号を加える。

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

第6条の見出しを「(登録印鑑)」に改め、同条中「拒否することができる」を「することができない」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの

第6条に次の1項を加える。

2 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第10条中「住民基本台帳法又は外国人登録法」を「法」に改める。

第12条の見出し中「まっ消」を「抹消」に改め、同条中「まっ消」を「抹消」に改め、同条第1号及び第2号中「届け出」を「届出」に改め、同条第3号中「住民基本台帳」を削り、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を削り、同条第7号中「氏又は名」を「氏名、氏又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）」に、「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 外国人住民である者が、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。

第12条第8号を同条第7号とする。

第15条第2項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に、「あわせて当該印鑑登録者に係る氏名、生年月日、男女の別、住所」を「併せて当該印鑑登録者に係る第5条第3号から第7号までに規定する事項」に改める。

(栗山町国民健康保険条例の一部改正)

第2条 栗山町国民健康保険条例（昭和34年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

(栗山町手数料条例の一部改正)

第3条 栗山町手数料条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「別表15の項から18の項」を「別表14の項から17の項」に改め、同条第2項中「別表15の項に」を「別表14の項に」、「別表15の項から18の項」を「別表14の項から17の項」に改める。

別表中10の項を削り、11の項を10の項とし、12の項から32の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(栗山町印鑑条例の一部改正に伴う経過措置)

2 町長は、この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の栗山町印鑑条例第2条第1項の規定に基づき印鑑の登録を受けている者であつて、この条例の施行の日（以下

「施行日」という。)において第1条の規定による改正後の栗山町印鑑条例第2条第1項の規定に基づき印鑑の登録を認めることができる者に係る氏名等の登録事項について住民票への移行に伴う変更が生じたときは、施行日において職権で当該登録事項について印鑑登録原票を修正するものとする。

栗山町印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 栗山町内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号_____）に基づき住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき外国人登録原票に登録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(登録申請の確認)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 登録申請者が自ら申請した場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、前項の規定による確認の手続を省略することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体の発行した免許証、許可書若しくは身分証明書又は外国人登録証明書等であって本人の写真を貼布し、かつ、割印等のしてあるものを提示したとき。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>4 略</p> <p>(印鑑登録原票の登録事項)</p> <p>第5条 町長は、前条の規定による確認を終ったときは、印鑑登録原票に印影のほか、次の事項を登録しなければならない。</p> <p>(1) 登録番号</p> <p>(2) 登録年月日</p> <p>(3) 氏名_____</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 栗山町内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき住民基本台帳に記録されている者_____は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(登録申請の確認)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 登録申請者が自ら申請した場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、前項の規定による確認の手続を省略することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体の発行した免許証、許可書又は身分証明書_____等であって本人の写真を貼布し、かつ、割印等のしてあるものを提示したとき。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>4 略</p> <p>(印鑑登録原票の登録事項)</p> <p>第5条 町長は、前条の規定による確認を終ったときは、印鑑登録原票に印影のほか、次の事項を登録しなければならない。</p> <p>(1) 登録番号</p> <p>(2) 登録年月日</p> <p>(3) 氏名（外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）に係る住民票に通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定</p>

改正前	改正後
<p>(4) 出生年月日 (5) 男女の別 (6) 住所</p> <p>(登録の拒否)</p>	<p>する通称をいう。以下同じ。)が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)</p> <p>(4) 出生年月日 (5) 男女の別 (6) 住所 (7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記</p> <p>(登録印鑑)</p>
<p>第6条 町長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を拒否することができる。</p> <p>(1) 住民基本台帳又は外国人登録原票に記録又は登録されている氏名、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもので表わしていないもの</p> <p>(2) 前号のほか職業、資格その他の事項をあわせ表わしているもの</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>第6条 町長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表わしていないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(5) 略</p>
<p>(登録事項の修正)</p> <p>第10条 町長は、住民基本台帳法又は外国人登録法の規定に基づく届出等により、印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知ったときは、職権で登録事項を修正するものとする。</p> <p>(登録のまっ消)</p>	<p>2 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(登録事項の修正)</p> <p>第10条 町長は、法_____の規定に基づく届出等により、印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知ったときは、職権で登録事項を修正するものとする。</p> <p>(登録の抹消)</p>
<p>第12条 町長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をまっ消しなければならない。</p> <p>(1) 印鑑登録廃止の届け出があったとき。</p>	<p>第12条 町長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1) 印鑑登録廃止の届出_____があったとき。</p>

栗山町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正前	改正後
<p><u>（被保険者とする外国人）</u></p>	
<p>第4条 外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により外国人登録原票に登録され、かつ、町に住所を有する者は、被保険者とする。</p>	<p>第4条 削除</p>

栗山町手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表（第3条関係）

改正前				改正後			
<p>(手数料の減免)</p> <p>第7条 次の各号の一に該当する場合には、手数料(別表15の項から18の項に規定する手数料を除く。)を徴収しない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 次の各号(別表15の項に規定する手数料にあつては、第2号)の一に該当するときは、別表15の項から18の項に規定する手数料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>				<p>(手数料の減免)</p> <p>第7条 次の各号の一に該当する場合には、手数料(別表14の項から17の項に規定する手数料を除く。)を徴収しない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 次の各号(別表14の項に規定する手数料にあつては、第2号)の一に該当するときは、別表14の項から17の項に規定する手数料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>			
別表				別表			
手数料の事項	手数料			手数料の事項	手数料		
	金額		徴収時期		金額		徴収時期
9 住民票の閲覧	1件につき	200円	申請のとき	9 住民票の閲覧	1件につき	200円	申請のとき
10 外国人登録に関する証明	1件につき	200円	交付のとき	(削除)			
11 印鑑登録証明書の交付	1件につき	300円	交付のとき	10 印鑑登録証明書の交付	1件につき	300円	交付のとき
12 印鑑登録証の交付	1枚につき	300円	交付のとき	11 印鑑登録証の交付	1枚につき	300円	交付のとき
13 自動車の臨時運行許可	1両につき	750円	許可のとき	12 自動車の臨時運行許可	1両につき	750円	許可のとき
14 鳥獣飼養登録票交付又は更新若しくは再交付		3,400円	交付のとき	13 鳥獣飼養登録票交付又は更新若しくは再交付		3,400円	交付のとき
15 犬の登録	1頭につき	3,000円	申請のとき	14 犬の登録	1頭につき	3,000円	申請のとき
16 狂犬病予防注射済票の交付	1頭につき	550円	交付のとき	15 狂犬病予防注射済票の交付	1頭につき	550円	交付のとき
17 犬の鑑札の再交付	1頭につき	1,600円	申請のとき	16 犬の鑑札の再交付	1頭につき	1,600円	申請のとき
18 狂犬病予防注射済票の再交付	1頭につき	340円	申請のとき	17 狂犬病予防注射済票の再交付	1頭につき	340円	申請のとき

改正前			改正後		
19 優良宅地造成の認定	1 件につき 86,000円	交付のとき	18 優良宅地造成の認定	1 件につき 86,000円	交付のとき
20 優良住宅新築の認定			19 優良住宅新築の認定		
ア 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき	1 件につき 6,200円	交付のとき	ア 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき	1 件につき 6,200円	交付のとき
イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき	1 件につき 8,600円	交付のとき	イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき	1 件につき 8,600円	交付のとき
ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき	1 件につき 13,000円	交付のとき	ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき	1 件につき 13,000円	交付のとき
エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	1 件につき 35,000円	交付のとき	エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	1 件につき 35,000円	交付のとき
オ 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるとき	1 件につき 43,000円	交付のとき	オ 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるとき	1 件につき 43,000円	交付のとき
21 住宅用家屋証明の交付	1 通につき 1,300円	交付のとき	20 住宅用家屋証明の交付	1 通につき 1,300円	交付のとき
22 農業経営基盤促進事業による所有権移転嘱託登記(相続にかかるものは除く)	1 件につき 5,500円	申請のとき	21 農業経営基盤促進事業による所有権移転嘱託登記(相続にかかるものは除く)	1 件につき 5,500円	申請のとき
23 租税公課に関する証明	年度ごと、1 税目につき 300円	交付のとき	22 租税公課に関する証明	年度ごと、1 税目につき 300円	交付のとき
24 不動産に関する証明 ただし、現地確認のもの。	1 筆又は1 棟につき 400円	交付のとき	23 不動産に関する証明 ただし、現地確認のもの。	1 筆又は1 棟につき 400円	交付のとき
	1 筆又は1 棟増すご	交付のとき		1 筆又は1 棟増すご	交付のとき

改正前			改正後		
	とに加算 100円 1件につき 3,000円	交付のとき		とに加算 100円 1件につき 3,000円	交付のとき
25 不動産に関する書類の閲覧	1筆又は1棟につき 50円	申請のとき	24 不動産に関する書類の閲覧	1筆又は1棟につき 50円	申請のとき
26 営業・職業に関する証明	1件につき 400円	交付のとき	25 営業・職業に関する証明	1件につき 400円	交付のとき
27 身分に関する証明	1件につき 300円	交付のとき	26 身分に関する証明	1件につき 300円	交付のとき
28 埋火葬に関する証明	1件につき 300円	交付のとき	27 埋火葬に関する証明	1件につき 300円	交付のとき
29 公簿、書類の閲覧	1件又は1世帯につき 200円	申請のとき	28 公簿、書類の閲覧	1件又は1世帯につき 200円	申請のとき
30 公簿、書類の謄本又は抄本の交付	1枚につき 300円	交付のとき	29 公簿、書類の謄本又は抄本の交付	1枚につき 300円	交付のとき
31 地積図・図書の写の交付 ただし、B4判を超えるもの。	1枚につき 300円 1枚につき 500円	交付のとき 交付のとき	30 地積図・図書の写の交付 ただし、B4判を超えるもの。	1枚につき 300円 1枚につき 500円	交付のとき 交付のとき
32 その他の証明の交付	1件につき 300円	交付のとき	31 その他の証明の交付	1件につき 300円	交付のとき